

○議長（佐々木幸士君） 五十七番本木忠一君。

〔五十七番 本木忠一君登壇〕

○五十七番（本木忠一君） 議長のお許しをいただき、通告に従いまして、大綱四点について一般質問をさせていただきます。

安倍総理、石破地方創生担当大臣の時代に始まった地方創生も、コロナウイルス感染症の蔓延時には、地方創生交付金がコロナ対策に使われるというみそをつけ、菅政権となつては、ふるさと納税や観光振興など地方創生という言葉を出さず各論主体に進めようとし、岸田政権に至っては、デジタル田園都市国家構想を提唱、地方創生をDXを使ってつくり上げようとするも何をどうしたいのか分からぬまま退陣。そして、石破総理が就任すると地方創生のセカンドステージを宣言。地方創生交付金の大幅増額を打ち上げ、再び地方創生という言葉が表舞台に登場したものの、目指すところ明確にならぬまま一年と一か月で幕を閉じることになり、コロナ対策はやむを得なかったにしても、内閣が替わるたびに地方創生への考え方が変わっていく現状では、地方にとってあまりにむごいと言いがたないであります。この間、少子高齢化は一層進み、出生数は七十万人を切って、地方消滅どころか日本消滅へと進みつつあり、そして残念ながら地方創生は本来の目的が地方過疎化への解決策や、それぞれの地方自治体が希望の持てる地域づくりだったにもかかわらず、効果が生まれておらず、このままいけば多くの地方自治体は消滅を待たばかりと言っても過言ではなく、私は以前にも、従来の大規模・集中・グローバル路線とは異なる、小規模・分散・ローカルからの循環型社会を再構築すべきと申し上げ、政治行政においてあまりに住民から遠過ぎるゆえに、大きな地方単位は現実的ではなく、よって大都市への過度な集中は大規模災害や感染症発症の際のリスクを伴う上に、行財政基盤の充実強化もさることながら、広域的連携も含めつつ、小規模な基礎自治体こそが住民ニーズを的確に把握し、反映し得る、まさしく人口減少・超高齢化においての自治体のありようと考察・提言をしてまいりました。とはいえ、このところ低調だった自治体の再編論議をめぐり、昨年二月十三日衆院総務委員会の席上、村上総務相は、今の人口が半減されるなら千七百市町村の構成は難しいと指摘、人口三十から四十万の市で区切れれば全国三百から四百の市で済む。市と国が直結して交渉できるシステムが一番良い。極端なことを言えば、県庁も全部要らない、道州制も意味

がないと説明。人口が増えないという事実を前提に、それでも新国土構想を模索し未来への希望と幸福感ある地域づくりの方策を考える時期に、あまりに唐突な発言に、東京一極集中、大都市制度の弊害ここに極まりの感を禁じ得ないのであります。これまでの地方再編は、都道府県を廃止して道州制に再編という道州制論議が主役であり、平成十八年第二十八次地方制度調査会は、道州制の導入が適当と答申。村井知事をはじめ、分権改革論の立場に立つ政治家は一樣に選択肢になり得ると表明するも、東日本大震災を転換点に、津波被害など震災対応も通じ世論は国の管理と責任にむしる傾斜していき、追い打ちをかけるように人口減少は地方のリアルな大きな課題となり、まさしく平成の大合併を終えた地方は持続のためにのみ方策に迫られており、市町村連携や都道府県による小規模市町村への垂直補完を迫られる状況にあつて、広域ブロックの道州が市町村に目配りすることはかなり難しく、そして何よりも国民が都道府県への愛着が根強くあることを実感した時間帯でもあったと思わざるを得ないのであります。言わば村上発言は、今の市町村の維持も道州制も難しいとの認識であれば、比較的権限が強い市に一元化という意味合いとすれば、されど容易に考えられることは、都道府県が持つかなりの権限を国に返上することとなり、中央集権化がいや応なく加速し、しかも三百市への再編は事実上の強制合併が必要であり、大都市圏の狭い市と過疎地を含む面積が広い大きな市に二分され、国に補完される市は事実上、上下関係に置かれることは必至であり、よつて人口の大小にかかわらず広域自治体は必要なはずであり、村上発言には疑問を呈さざるを得ず、されど人口減少が進んでいく中で、都道府県・市町村の未来をどう考えるのか。それぞれの市町村の自主性に委ねるといふ基本はもちろんのこととして、自治体のマンパワー不足が深刻化する中、自治を持続するためにも、都道府県と市町村の機能と役割は、やはり見直していかざるを得ないのも事実と思われるのであります。折しも昨年来、全国知事会において地方創生提言案が示され、国・地方の役割整理が議論され、更には特別市論議が本格しつつあり、特別市は大都市が道府県から独立して道府県の事務も含めて担当し一層性の自治体となる制度であり、指定都市市長会がその制度化を提案、第三十四次地方制度調査会で検討が始まったとのことですが、そもそも特別市は、戦後間もない時期に法制化されたものの大都市を抱える府県の反対があり、一九五六年に特別市制度は廃止され、妥協の産物として府県の二層制の下にありながら、

権限・財源・行政区等の特例を認める現在の指定都市制度ができ、当初の五大市から経済成長に伴って仙台市を含む十三市に増え、更に平成の大合併で二十市に増加するなど、妥協の産物を場当たりのに増やしてきた国の責任を問うことは論をまたぬところであります。特別市になれば、道府県からの独立によって権限・財源が充実し、大都市行政の自立性を高めるとはいえ、道府県も広域機能が空洞化すること、中心が抜けたドーナツ行政では、県土利用、水資源、環境保全、医療・防災など広域的機能は成り立たず、生活圏の拡大によって中心都市に税収が集まるが道府県税として周辺地域へのサービスとして配分するなどの調整機能を廃止されてもよいのか。つまりは道府県サービスが著しく低下するなど、更には大都市における道府県立施設の扱いもまた厄介であり、しばしば二重行政ともやゆされるものの、施設が道府県民のためにアクセスのよい中心都市に置かれているゆえに目的が二重になっているわけではないが、特に道府県立高校は市立高校へと移管されることが予想され、進学への制限、壁をつくることは、真に住民の理解が得られるかなどなど、懸念も少なくないのが実態であります。早くも神奈川県では、県と三指定都市を除く三十市町村が、県の権限を指定都市に移す特別市をめぐる法制化に反対する要望書を総務省に手渡すなど、よって横浜、川崎、相模原の首長らは特別市反対論に緊急声明を発するなど、県民不在の駆け引きが行政主導で進められていることにとてつもない違和感を持たざるを得ないのであります。仙台市長も乗り遅れまいと定例の記者会見で、人口減少や東京一極集中など状況が変わってきてても百年以上同じ二層制が続いている。新たな地方自治制度を構築していく上で重要な議論だと述べるなど、地方分権と住民利益を基本として住民の参加と後押しが不可欠な議論であるにもかかわらず、その見識も示さず周辺市町と連携をしながら県とは違う形でやれることを模索する云々とは、経済効率性を伴う大都市肥大、大規模・集中・グローバルを追求してきた仙台一極集中の帰結と言わざるを得ず、特別市の移行後も周辺自治体と水平連携といった発言には、更なる合併肥大化を求める危険性さえ内包されると言っても過言ではありません。県庁廃止論やら地方に二重の公共団体は要らないなどの仙台市議会議事録を引き合いに特別市論議をあおる風潮には閉口するのみですが、地方分権、道州制、地方創生と中央集権からの分権改革へと極めて濃密な議論を経て、なお東日本大震災で示された広域自治体機能の再強化が希求される今日においてすら、村上総務相の三百市

構想や、特別市運動が首をもたげる現象に、言わばTPP議論時の都市国家論をほうふつさせると言わざるを得ません。私は以前に、GDPの一・五％にすぎない農業を守るために九八・五％を犠牲にするのかといった議論にあつて、選択と集中とは聞こえはいが、私たちはひたすら成長路線を掲げ、グローバル化にふさわしい世界都市東京を、地方を消滅させつつ築き上げようとするのか、それとも個性的な持続可能な都市農村共生社会を田園回帰を促進しつつ構築しようとするのか、岐路に立たされているといつても過言ではない云々と発言させていただいたものの、今、今日において地方創生とは相いれぬ本末転倒の議論が亡霊のように再提起されたことに強い反感を抱きつつ、大都市制度の在り方及び特別市の論点整理も含め、改めて国・都道府県・市町村の役割分担をどのように考え、そのことを踏まえ人口減少の進む地域社会をどのように運営しようと考えているのか、御所見を伺う次第であります。

大綱二点目、東日本大震災から十五年三か月有余が経過、原発事故被災地のみならず多くの地域において課題が少なくなり、一方において、熊本地震、能登地震、更には豪雨災害等、毎年のように発生。想定される南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝地震も含め、いつまた大災害が起きてもおかしくないような状況にあつて、これまでの経験を生かしながらどのように備えていくのかという視点。とりわけ、我が県の震災伝承施策についてであります。私は平成二十五年二月議会以来、再三再四にわたつて、あらゆる角度から提言・要望を重ねてきた経緯を踏まえ、まずは、みやぎ東日本大震災津波伝承館は、東日本大震災の追悼、鎮魂、記録、教訓、伝承、そして防災教育の拠点という位置づけながら、展示面積七百六十平米の狭隘なされど唯一の中核施設であり、そのことには創意工夫もない、発信力もない不評の建物が存在するのみであり、あまりにお粗末と言わざるを得ません。よつて、地震津波防災ミュージアムの設置整備を強く求めるゆえんであり、併せて防災局、記念公園との相乗効果による伝承展開という意味合いからも、この際、防災局を最大の被災地石巻に誘致し、石巻南浜津波復興祈念公園と併せて、復興で培った豊富な知見、その教訓が防災対応力の強化に直結するものと思料するが、御所見を問うものであります。

更には、各地の追悼施設、伝承施設、震災遺構の間で連携しつつ、学びや備えを情報発信することにより、教訓への理解を深め、防災力の向上を図るとの取組姿勢は可と

しつつも、現状のみやぎ伝承館及び伝承施設、震災遺構の利活用はどのようなになっているのか。ゲートウェー機能を持つみやぎ伝承館の来場者数はどのように推移し、発信力機能がなされているのか。つまりは、伝承館展示の更新等は随時なされているのか。伝承活動の担い手となる人材の育成、そして語り部がもたらす行動変容、早期避難が命を救うとすれば、次世代へとつなぐ伝承サポーターの確保は必至と思うが、伝承団体との連携も含め、現状と課題を示していただきたい。

また、震災について学び伝える伝承活動の意義は申すまでもないこととしても、伝承団体への人材育成・活動支援はどのようになっていくのか。つまりは、伝承の担い手、財源不足の課題についてどのように対処しようとするのか問うものであります。

大綱三点目、森林整備再造林事業について問うものでありますが、本県の森林面積は約四十一万三千ヘクタールで、県土面積の五七％を占め、昭和二十年代以降の積極的な植林の結果、森林資源は成熟し本格的な利用期を迎えているものの長期にわたる木材価格の低迷や、担い手の高齢化、加えて農山村の過疎化や地域経済低迷など、取り巻く環境は依然として厳しい状況にあって、森林の公益的機能を堅持しつつ林業振興を推進するには、主伐後の再造林を通じて森林資材の循環の確立こそが急務であり、我が県の森林の四七％を占める人工林資源の利用期を迎える中、適正な伐採と花粉の少ない杉苗木を用いた再造林を着実に進めていくことにはかならず、とりわけ本県は、石巻地区に国内最大級の合板工場群を有し、更には日本製紙の工場立地などにより、まさしく全国屈指の木材需要量があり、県産材の多様な利用を促進できる好条件が整う中、これら木材産業にとって将来の加工原料の減少を意味する再造林率の低迷は、のちのち深刻な状況を呈すること、想像に難くないところであります。我が県においても他の例に漏れず、素材生産量に対して植林が追いついておらず、再造林率は令和六年度で一五・二％と低迷、更には低コスト化の切り札とされる伐採と植栽の一貫作業システムの実施率も直近の令和六年度で一三％と低迷、このまま伐採後の再造林が行われない森林が増えれば、近い将来の木材供給体制が崩壊するだけでなく、環境保全、土砂災害の危険性が高まるなど、ゆゆしき事態を招来することは必定であります。今まさに持続可能な、伐って、使って、植えて、育てるという森林の循環利用を確立するため、宮崎県の例に倣えた再造林率日本一を掲げ、県民向けのキャンペーン、そして林業事業体への省力化技術の定

着まで技術支援を展開し、更に市町村と密接に連携しながら、植栽から下刈りまでの補助金のかさ上げをし、森林所有者の金銭的負担を徹底的に軽減する仕組みを構築するなど、県の強力なリーダーシップが希求される中、再造林率及び一貫作業システムの進捗に対する現状認識と今後の目標値をどのように設定しているのか、まずもって伺う次第であります。

県では、みやぎ環境税を活用して、令和三年度からチャレンジ！みやぎ五百万本造林事業により、花粉の少ない杉苗木の増産や低コスト造林などに対する支援を行い、なおかつ民間主導のみやぎ森林づくり支援センターが実施する一ヘクタール当たり十二万円を限度とした上乗せ助成金も加味されるなど、一見、手厚い支援体制が整っているかのように見えるものの、数字が示すがごとく現場の森林組合や森林所有者の声とあまりにかけ離れたものであり、苗木代の高騰、林業労働力の不足、そして植栽後の下刈りに要する毎年の多大な経費は重くのしかかり、国の補助金、県の支援、それに、みやぎ森林づくり支援センターの助成金を組み合せても、依然として数十万円規模の自己負担が発生しているとのこと。また、石巻地区森林組合管内では、鹿の食害防止のための柵の設置が必要となり自己負担は更に増える。よって山を次の世代に引き継ぐとする森林所有者たちも、これでは伐り得で植え損だと嘆き、再造林を断念せざるを得ないのは悲しいかな実態であります。そこで我が県独自の財源であるみやぎ環境税を活用した支援の見直し、拡充を強く求めるものであります。そもそも、みやぎ環境税は温室効果ガスの排出削減や、森林環境の保全のために県民の皆さんから広く負担をいただいている貴重な財源であり、人工林の若返りを図る再造林事業こそ、この環境税の趣旨に一〇〇％合致するがゆえに、この税を原資として県独自の支援策を上乗せし、国の補助、みやぎものづくり支援センターの助成とともに県の重厚な支援と合わせ、森林所有者の実質的な自己負担をゼロにする完全負担なしの再造林支援制度を創設すべきと考えますが、見解を問うものであります。

数十年後の宮城の山々を緑豊かな安全な姿として子孫に引き継げるか、あるいは荒廃した危険な山に衰退させてしまうのか、今まさに私たちはその分岐点に立たされていると言っても過言ではなく、村井知事のこれまでにない踏み込んだ決断を強く求めるものであります。

大綱四点目、基幹水利施設管理事業の県負担割合についてであります。平成二十九年九月、中津山地区国営土地改良事業促進協議会として、石巻市、登米市の市長、当該土地改良区理事長、そして圏域内県議七名が同席し陳情要望した際にも、県負担割合一％堅持をかたくなに言い張り、ゼロ回答の後味の悪い陳情でありました。翌平成三十年二月定例会において私はこの問題を取り上げ、実態に即した負担率のかさ上げを強く求めたものの、地元農家の自主的な負担軽減に努めていく程度の答弁でお茶を濁された感を禁じ得ず、そもそも平成十八年の新財政再建推進プログラムに基づき、国庫補助事業に係る県単独かさ上げが廃止されたことに伴い、農業農村整備事業の団体営事業に係る県負担割合は原則一％となり、五年の経過措置を設け、平成二十三年度以降に事業着手した地区から一％を適用することとした経緯は承知しつつも、その結果、江尻排水機場、田尻川排水機場は、国三三・三％、地元市町村及び土地改良区、四一・七％、県二五％、一般施設である大泉揚水機場ほか十四施設は、国三〇％、地元四十五％、県二十五％で唯一、鶴賀排水機場、後谷地排水機場のみ国三三・三％、地元六五・七％、県一％というのでは、あまりに不公平ではないのか。当時の全庁的財政再建推進プログラムとはいえ、中津山地区の二施設のみ、基礎自治体あるいは個々の農家に、たとえ受益者とはいえ、重くのしかかることを看過することは到底あり得ず、まして当該地区は自然排水が困難な地形と相まって、農家だけではなく地域住民が安心して生活を送るためにも必要不可欠な排水機場であるがゆえに、他の施設と同じように、県二五％の負担率に引き上げるべきと思料いたします。御所見を伺う次第であります。

以上、多岐にわたりましたので質問でありましたが、誠実な答弁を求めるものであります。御清聴ありがとうございました。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 本木忠一議員の一般質問にお答えいたします。大綱四点ございました。

まず、大綱一点目、特別市論議と地方分権についての御質問にお答えいたします。初めに、大都市制度の在り方についてのお尋ねにお答えいたします。

我が国は、東京圏をはじめとした大都市への人口集中や、急速な人口減少・少子高

齢化を背景とした地方における人材不足や偏在のほか、デジタル化の進展などの大きな変化に直面しております。このような中、大都市制度の在り方については、地域住民の意向を的確に把握し、反映する観点、あるいは国全体の政治・行政や社会経済への影響という観点から議論を深めていくことが重要であり、私といたしましては、日本全体を俯瞰した上で我が国の統治機構の在り方も含め、都市と地方の役割分担を再構築する転換期を迎えているものと考えているところであります。現在は、国の第三十四次地方制度調査会に、大都市地域における行政体制などに関する諮問がなされており、今後、大都市地域が果たすべき役割や、特別市制度の意義とその影響などについて具体の議論が行われることとなっております。引き続き、国の動向を注視するとともに、全国知事会での議論を重ねながら、我が県はもとより東北地域全体の自立と発展が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、特別市の論点についての御質問にお答えいたします。

今年三月に開催した私がリーダーを務める全国知事会の大都市制度の在り方に関する検討プロジェクトチームの第一回会議や、大都市制度に関する意見照会では、特別市制度について多くの参加道府県から、道府県が有する総合調整機能への支障、道府県やその他市町村の財政面への影響など、様々な懸念や課題の声が上がりました。また、昨日開催された第二回目となるプロジェクトチーム会議においては、第一回会議で出された声に加えて、広域自治体が分割されることによる影響や、特別市に移行する区域内にある施設の取扱いなどについても、多くの参加道府県からより具体的な意見が寄せられました。更に、一層制の自治体となる特別市における住民代表機能への影響や、仮に法制化された場合の移行手続や要件などについても、プロジェクトチームとして議論を行ったところであり、来月の全国知事会議において中間取りまとめを公表することとしております。

次に、国・都道府県・市町村の役割分担についての御質問にお答えいたします。

私は人口減少が進む一方、情報連絡手段が発達し、技術の進歩も著しい現代において、国・都道府県・市町村の役割分担を議論するに際しましては、国と地方が共通の認識と戦略を持ち、我が国全体の発展を見据えた上で道州制の導入も含め、地方自治制度全体を見直す中で丁寧に議論を進めていく必要があると考えております。一方で、県内

市町村のマンパワー不足は喫緊の課題であり、先般、市町村長会議の下に、持続的な行財政体制の確保に関する検討部会を設置し、県・市町村間の事務処理連携による業務の効率化など、具体的な検討を進めていくこととしております。今後とも、全国知事会での議論や市町村の皆様からの御意見にしっかりと耳を傾けながら、持続可能な地域運営の実現に向け、様々な場面において私の思いを発信してまいりたいと考えております。

次に、地域社会の運営についての御質問にお答えいたします。

人口減少のスピードが増す中において、それぞれの地域が持続的に発展していくためには、幅広い関係者が連携しそれぞれの能力を発揮しながら、地域固有の資源や機能を維持・発展させることが重要であり、そのような取組は、県全体の持続可能性の底上げにもつながるものであると認識しております。新・宮城の将来ビジョンでは、政策推進に向けた横断的な視点の一つとして、地域づくりを掲げ、企業誘致や、移住・定住、地域の活性化などに向けた取組を市町村と連携しながら進めているほか、各圏域の地方振興事務所において、それぞれの地域が抱える課題の解決に向けた支援を行っているところであります。今後とも、持続可能な地域社会の形成や県土の均衡ある発展を推進し、住民が生き生きと活躍し、安心して暮らせる魅力あふれる宮城県の実現に向け、全庁挙げた支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、大綱二点目、震災伝承についての御質問にお答えいたします。

初めに、地震津波防災ミュージアムの整備についてのお尋ねにお答えいたします。東日本大震災は我が国にとって未曾有の広域・複合災害であったことから、地震津波防災ミュージアムにつきましては、国が主体となり、最大の被災県である我が県に整備するよう国に要望してきたところであります。現在も、国からは整備の意向が示されておらず実現に至っていないことから、県といたしましては、震災伝承や防災教育を安定的かつ効果的に継続していくための基盤となる活動拠点の整備を、引き続き国に要望してまいりたいと考えております。

次に、防災局を石巻市に誘致し、防災対応力の強化につなげることについての御質問にお答えいたします。

東日本大震災の被災地である我が県に防災局が設置されることは、震災の記憶や教

訓を全国に発信し、我が国の防災力を高める上で大きな意義を持つものと考えております。現在県では、仙台市、県市両議会、東北大学、地元経済界とともに産学官が一体となって防災局の誘致に取り組んでおります。国に対しましては、我が県の優位性として、震災からの復興を通じて得た経験と知見があることや、首都直下型地震や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定地域へのアクセスの良さ、東北大学災害科学国際研究所や多賀城高等学校災害科学科等の防災人材の育成環境も充実していることなど、要望活動を通してお伝えしております。今後、防災局の県内設置を確実なものとするため、引き続き関係団体と連携して誘致活動に取り組むとともに、東日本大震災の最大の被災地として、石巻市をはじめ、県内各地で蓄積された経験と知見を生かし、切迫度が高まる大規模災害への備えに万全を期してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 復興・危機管理部長諸星久美子君。

〔復興・危機管理部長 諸星久美子君登壇〕

○復興・危機管理部長（諸星久美子君） 大綱二点目、震災伝承についての御質問のうち、みやぎ東日本大震災津波伝承館の現状認識と課題及び伝承団体への支援についてのお尋ねにお答えいたします。

伝承館の来館者数は、令和三年六月の開館以降、毎年度五万人超で推移し、昨年度は過去最高の五万八千人を超える方々が来館され、伝承館のコンセプトである「かけがえのない命を守るために、未来へと記憶を届ける場」として一定の役割を果たしてきたものと認識しております。一方で、伝承館の展示や機能にしましては、被災状況や伝承団体等を紹介する常設展示、時節に応じた企画展示のほか、毎週実施している語り部講話など様々な事業に取り組んでおりますが、これらに関する情報が広く行き渡っていないことが課題と考えております。また、震災の教訓を語り継いでいくためには、伝承団体等との連携が重要であることから、活動費の支援として、みやぎ震災伝承連携推進事業補助金を交付しているほか、今年度から県主催による人材育成のための研修を計画しております。県といたしましては、東日本大震災と同じ悲しみを繰り返すことのないよう、今後とも伝承団体と協力しながら震災の記憶と教訓を後世に伝えてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 農政部長菊池弘之君。

〔農政部長 菊池弘之君登壇〕

○農政部長（菊池弘之君） 大綱四点目、基幹水利施設管理事業についての御質問にお答えいたします。

基幹水利施設管理事業は、国営土地改良事業により造成された公共性、公益性の高い基幹的な農業水利施設の維持管理費に対する助成事業であります。県の負担率は、事業が創設された平成八年度から国庫補助率と同率としてまいりましたが、県の財政事情を考慮し、平成二十三年度以降の採択地区については一％としており、それ以前に採択された地区との間に開きが生じているところです。このため、全体事業費の見込みなどを考慮しながら検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 水産林政部長佐々木真君。

〔水産林政部長 佐々木 真君登壇〕

○水産林政部長（佐々木 真君） 大綱三点目、森林整備・再造林事業についての御質問のうち、再造林率及び一貫作業システムの進捗についてのお尋ねにお答えいたします。県内の人工林は、本格的な利用期を迎え、伐採面積が増加傾向にある一方、伐採後の再造林率は直近五年間の平均で約一九％と低い水準にとどまっております。その要因としては、収入は伐採時に得られるのに対し、再造林やその後の保育管理が長期間に及ぶことが森林所有者にとって負担になっているものと認識しております。このため県では、最新の林業技術や知見に基づく再造林の省力化、低コスト化を進めてきましたが、低密度植栽や下刈り回数の低減はおおむね定着したものの、伐採から再造林までを連続して行う一貫作業システムについて、我が県においては、伐採事業者と造林事業者が異なる場合が多いため取組が進んでいない状況にあります。県としましては、今年度から伐採事業者と造林事業者が連携して行う再造林への補助を拡充しており、一貫作業の取組強化等を通じて、昨年度約三百ヘクタールであった年間造林面積を、みやぎ森と緑の県民条例基本計画で目標に掲げる四百ヘクタールに引き上げられるよう、森林資源の確保と循環利用の推進に取り組んでまいります。

次に、森林所有者の自己負担のない再造林支援制度の創設についての御質問にお答

えます。

伐採後の計画的な再造林は、森林資源の確保に加え、森林の多面的機能を発揮する上で大変重要であることから、県では国の補助金をはじめ、みやぎ環境税などを活用し再造林の取組を支援しております。現在の支援制度において、一貫作業をはじめとする省力化や低コスト化に取り組む場合には、森林所有者の負担が実質的に生じない水準の補助金を交付する仕組みとしております。一方、鹿による食害対策が必要な現場などにおいて、森林所有者の負担が大きくなるなどの意見があることを把握しております。県といたしましては、こうした状況が解消できるよう、現場の声を丁寧に向いながら、総合的な支援制度の構築に向けて検討を進め、今後も森林所有者が安心して林業経営を行い、豊かな森林を次の世代へ引き継いでいけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 五十七番本木忠一君。

○五十七番（本木忠一君） 誠実な答弁とは言いがたいものでありましたけれども、再質問をさせていただきたいと思えます。

今、佐々木部長のほうから、丁寧な説明をいただきましたけれども、実質四十七都道府県で、再造林率、宮城県何番目か分かりますか。

○議長（佐々木幸士君） 水産林政部長佐々木真君。

○水産林政部長（佐々木 真君） 順番まではちょっと比較しておりませんが、答弁にありましたとおり、水準としてはまだまだの水準にあるものと理解しております。

○議長（佐々木幸士君） 五十七番本木忠一君。

○五十七番（本木忠一君） 意地悪な質問をしようとしたわけではないのですが、近々の資料であれば後ろから二番目、四十七都道府県で四十六番目ですよ。村井知事が就任直後に発展税、そして環境税と導入した経緯がありました。まさに多くの都道府県では森林税という形で導入をした経緯もあったわけですが、あえて村井知事は環境税という形で、広く県民の理解を得たという認識でありますけれども、本質的にはTPP時の議論を私冒頭で申し上げましたけれども、一・五％の農村を守るために、九八・五％の人たちを犠牲にするのかという議論があったりしたことが、本当に昨日のこのように思われます。森林環境譲与税においても人口割で交付したりして、人口の多い市町に

より傾斜配分されていたということで、私どものほうからは正をさせていただいたという経緯もあるわけでありませうけれども。このみやぎ環境税、もうしつかりと原点に立ち返って、まさに再造林のために。このままにしておいたら宮城の山々の荒廃は必然なのです。そして、このような目標を立てますと努力目標的に今部長は発言されたけれども、現実はどうなっていない。昨日今日の話ではないのです。だから思い切って施策を展開していかないと、まさに未来の再造林率若返りは不可能であります。そういったところはやっぱり知事、臨機応変にめり張りをつけた行政運営、予算配分が必要だと思えますがいかがでしょうか。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 実は再造林率が低いのではないかと、職員といろいろ議論したことはあるのです。確かに、議員のおっしゃることはもつともあります。一九％ということでありまして決して高くはないと思います。まず宮城は結構伐期を迎えていて、かなり木を切っているということです。それから、なかなか再造林をしてくださる方がいないということ。それから、割合というのは、面積が非常に大きい。うちはたくさんやっているということがあって、面積が少ないということ。それから、どんどん増えていけばいいのかというと、今、間伐した木をなかなか今使ってくれないという。当然、木を植えてから、また二十年、三十年、四十年かかってから、伐期を迎えるということでございますので、これからの三十年、四十年先の需要というものを見越していかなければいけない。これがどんどんまた人口が減っていく。木材を使う量も減ってくるだろうということもある。それからもう一つ、やはり今ずっと杉を植えてきたのですけれども、広葉樹もやっぱり植えないと、熊が山に残らないでどんどん出てくるようになってしまったら食べるものがなくなってしまうということです。ので、広葉樹をどんどん増やしていかなければいけないということでもありますので、再造林率を一〇〇％にすれば全体的にいいのかというと、知事そうではないのです。ですから、広葉樹と針葉樹とうまく混ぜながらやっていかなければいけないということも考えていかないといけないので、我々はそこは考えていきます。ただし、おっしゃったように、植えてくれる人が今非常に少なくなってきましたので、その人たちがどうすればいいのかということで、再造林の省力化、それから低コスト化、これは我々が一生懸命応援をしていかなければな

らないことあります。それでは、一九%でいいのかという決してそうではないと思っておりますので、それを上げていくようにすること。それから、基本的な方向として、私は針葉樹と広葉樹をやっぱり増やしていつて、山にいる動物も里に出てこなくていいような環境もつくっていくことも長い目で見ると必要だと思っておりますので、その辺の措置をよく考えながら検討してまいりたいなど。議員のおっしゃっている趣旨はよく分かりますので、そこは環境税を使いながらしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（佐々木幸士君） 五十七番本木忠一君。

○五十七番（本木忠一君） 全く私の言っていることを理解していない村井知事の答弁でありました。村井知事がそのような認識をされているのであれば、部長さんもこういう答弁なのだろうなとつくづくがっかりいたしました。宮崎県は県民キャンペーンも含めながら、再造林率一〇〇%、栃木県もそうであります。なぜそういった先進地域に倣おうとしないのですか。そして今、村井知事にレクをしたという話を聞きましたけれども、三十年後、四十年後のことを考えて今再造林率を高めないと駄目ですと、宮城の山が荒廃してしまいますと、相当切々と私は申し上げたつもりだが全く聞き耳を持っていない。残念で致し方ありません。村井知事、私も山を抱えた地域に住んでいますから、まさに環境保全という点で、杉だけじゃない、広葉樹林もそして環境保全にも資するそういう状況を作っていかなければならない、百も承知であります。それでも多くの山々が伐採した後、植林されないでそのままになっていると、これを見逃す手は絶対ありません。何としてでも手後れにならないうちにみやぎ環境税なり、予算をきちんと配置して再造林率を日本一にしていくなのだとそういう発想でなければならぬのに、いや三十年後、四十年後のことを考えたら、今のままでやっていいのだろうかなどという答弁をさせること自体が間違っていますよ。もう一度反省も含めて部長どうでしょうか。

○議長（佐々木幸士君） 水産林政部長佐々木真君。

○水産林政部長（佐々木 真君） 県内の人工林、かなり古くから植林されてきて、今まさに標準伐採期を迎えているというところでございますが、今御指摘のありましたとおり、これから再造林を進めていかなければ、木材供給は先細りになってくることとなりますのでしっかりと将来を見据えて、検討を深めてまいりたいと思います。

○議長（佐々木幸士君） 五十七番本木忠一君。

○五十七番（本木忠一君） そのように村井知事とか皆さんとも議論を深めていただいて、いい方向でよろしくお願いをしたいと思います。本当に説明が上手なのだけけれど、やるかやらないかだからよろしくお願いしますね。

あと基幹水利の県の負担割合については、言葉では言い表せない中で一生懸命やろうとする部長の姿勢が見えましたので、財政課ともよく相談をして不公平のないような形でお願いをしたいなと思っております。

あと最後に特別市の問題でありますね。特別市の議論、第三十四次地方制度調査会でも議論がされているということですが、まず宮城県と仙台市できちんとした議論が前提としてなされていたのかどうか、それも含めて御所見をいただきたいと思います。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 具体的に細かい議論はしておりませんが、去年の知事選挙の前に、郡市長が私どもに来られた際に、特別市については仙台市としては前向きに議論をさせていただきたいと思っておりますと話がありました。これに対しては、これは仙台市の問題でございますので、県がいいとか悪いとかいう問題ではありませんので、どうぞ御議論いただきたいと思いますと思えますと話をしました。選挙が終わってから私が当選しましたので、県の担当者と仙台市の担当者で意見交換、情報交換程度はしていると報告を受けておりますが、具体的に議論というようなところまではまだ至っていないという。

○議長（佐々木幸士君） 五十七番本木忠一君。

○五十七番（本木忠一君） これは県民にとっても市民にとってもゆゆしき大きな問題であります。国の在り方が問われ、そして地方自治体の在り方、宮城県がどうあるべきなのかが問われていると私は思っています。そういった中で、宮城県から特別市として仙台県ができるのと同じでありますから、こういうふうな分断する、大きな在り方の転換であります。このことを行政レベルで議論をさせていいのかと。それこそ、県民や市民の皆さんのしつかりとした御意見をいただきながら、何が足りなくて、そしてこれからの時代の中で何を補っていけばいいのか、そういったことも含めて県民を巻き込んだ、市民を巻き込んだ議論が非常に大切だと思うのですが、水面下でどの程度の議論

がなされているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） まずは、宮城県、仙台市だけの問題ではなくて、この問題は政令市を抱える道府県全体の問題でございますので、まず、知事会としてどうすればいいのかを知事会でまとめる前に、政令市を抱える道府県でどう考えるかということを取りまとめようと今中間取りまとめをやっているところであります。来月この議会が終わってから鳥取で全国知事会議がありますので、中間取りまとめ案を報告いたしまして、その後の秋の全国知事会議で最終的な報告書を取りまとめたい。その前に、政令市のいろいろな団体と話をし、国とも話をし、そして指定都市、政令市側の皆さんとも意見交換をさせていただこうかなと思っております。市民、県民を巻き込んだというお話ございましたけれども、現在においてはまだ、本当に緒についたばかりでございますので、今の段階ではなかなか市民と県民の皆さんに話ができるような資料ありませんから、まずは大きな枠組みの中でそういう話をさせていただきまして、具体的にもし特別市として動き出そうということが起れば、今の段階では起こる状況ではないのですけれども、そうなってくれば当然これ仙台市民にも大きな影響ありますし、宮城県民にも大きな影響がありますから、その辺を具体的なものを出して、分かりやすく説明をさせていただきたいなど、市民県民を巻き込んだ議論をしていきたいと考えているところであります。

○議長（佐々木幸士君） 五十七番本木忠一君。

○五十七番（本木忠一君） 鶏が先か卵が先かの話じゃないのですが、行政主導で物事がひとり歩きしていくと後々迷惑を被るのは県民市民でありますので、その点で順序を間違えないように熟議を尽くしてきちんと対応すべきだと思っております。私は特別市には大反対であります。大都市が周辺の市や町、そういったところに支えられて形成されていることをまず原点に立ち返って認識をしなくてはいけない。実質、宮城県と仙台県ができるのですからね。かといって経済活動は自由でありますから、仙台県の人以外の人たちが仕事も学校も含めて仙台県に集約するわけですから、このことの大きな阻害要因はたくさんあると思うのですよ。そのことも踏まえて一つ一つ論点整理をしていかなと、これは前に進まないと思いますので、知事も安易に妥協をせず、我々県議会の衆

知を遺憾なく集めて良い議論をしていただきたいものだなと思っております。
以上でございます。